

1. 騒音規制基準

	午前 6 時から午前 8 時 午後 6 時から午後 10 時	午前 8 時から午後 6 時	午後 10 時から午前 6 時
第 1 種区域	45 dB	50 dB	40 dB
第 2 種区域	50 dB	55 dB	45 dB
第 3 種区域	60 dB	65 dB	55 dB
第 4 種区域	65 dB	70 dB	60 dB

2. 振動規制基準

	午前 8 時から午後 8 時	午後 8 時から午前 8 時
第 1 種区域の 1	60 dB	55 dB
第 1 種区域の 2	65 dB	55 dB
第 2 種区域の 1	70 dB	60 dB
第 2 種区域の 2	70 dB	65 dB

3. 用途地域

【騒音】第 1 種区域 【振動】第 1 種区域の 1	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域のうちすみれ台 1・2 丁目
【騒音】第 2 種区域 【振動】第 1 種区域の 2	第 1 種中高層住居専用地域（すみれ台 1・2 丁目を除く）、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（静浜飛行場を除く）
【騒音】第 3 種区域 【振動】第 2 種区域の 1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
【騒音】第 4 種区域 【振動】第 2 種区域の 2	工業地域、工業専用地域